特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に 影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事 態

を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプラ

イバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和7年7月22日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称						
②事務の概要	国民年金法に基づき、市町村長にて担う受付、進達、照会業務をおこなう。					
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
1. 国民年金資格情報ファイル	, 2. 国民年金受給情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一の31,83,95の項					
4. 情報提供ネットワークシ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	_					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	住民ほけん課					
②所属長の役職名	住民ほけん課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	連絡先 住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和7	年7月11日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年7月11日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	D種類			
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] こは、それぞれ重。	点項目評価書又は9	3) 基礎項目評価	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	トワークシステム	なを通じた入手を既	注く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	-分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[+	-分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	-分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委	託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報	提供ネットワーク	システムを通じた提	供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接	続	[O]接	続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 2) 理題が辞され	

7. 特定個人情報の保管	·消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は一分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作	*	נ ז	(手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリス への対策は十分か	して方である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	数		取得し、記載事項に誤りがないか確認すること	
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育	等·啓発			
従業者に対する教育・啓発	: 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
			0)))	
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[]全	・項目評価又は重点項目評価を実施する	
11. 最も優先度が高いと 最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって <選択肢> 1) 目的外の入手が行れ 2) 目的を超えた紐付け 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正 5) 不正な提供・移転がな 6) 情報提供ネットワーク	て不正に使用されるリンクれるリスクへの対策、事務に必要のない情で不正に使用されるリンな使用等のリスクへの対けなけれるリスクへの対けないようシステムを通じて目的フシステムを通じて不正でいい滅失・毀損リスクへ	正項目評価又は重点項目評価を実施する スクへの対策 スクへの対策 スクへの対策 スクへの対策 スクへの対策 お対策 策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除る 対外の入手が行われるリスクへの対策 こな提供が行われるリスクへの対策 への対策 への対策 への対策 への対策]
最も優先度が高いと考えら	[3) 権限のない者によって <選択肢> 1) 目的外の入手が行れ 2) 目的を超えた紐付け 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正 5) 不正な提供・移転が 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク 8) 特定個人情報の漏え 9) 従業者に対する教育	で不正に使用されるリング れるリスクへの対策 、事務に必要のない情で不正に使用されるリングである。 な使用等のリスクへの対け かえテムを通じて目的 アシステムを通じて不正しい滅失・毀損リスククシステム		⟨.)

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I.5.②所属長	長寿健康課長 小池 弘紀	長寿健康課長 菅野 由美	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ.1対象人数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点事後	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ. 2取扱者数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点事後	事後	
平成30年8月31日	I . 5. ①部署	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	I.5.②所属長	長寿健康課長 菅野 由美	福祉ほけん課長	事後	
平成30年8月31日	I . 8. 連絡先	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ. 1対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ. 2取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ. リスク対策	(様式変更に伴う記載内容追加)	Ⅳ全体を新たに記載	事後	
令和2年10月16日	I . 5. ①部署	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	I.5. ②所属長の役職名	福祉ほけん課長	住民ほけん課長	事後	
令和2年10月16日	I.7.請求先	総務課	総務防災課	 事後	
令和2年10月16日	I . 8. 連絡先	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ.1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ. 2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和3年8月20日	I.4.①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和3年8月20日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の 47,48,49,50,107,117の項	_	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ.1対象人数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ. 2取扱者数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	 事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	Ⅳ. リスク対策 4	【】委託しない	【〇】委託しない	事後	
令和3年8月20日	Ⅳ. リスク対策 5	【】提供・移転しない	【〇】提供・移転しない	事後	
令和3年8月20日	Ⅳ. リスク対策 6	【 】接続しない(入手) 【 】接続しない(提供)	【〇】接続しない(入手)【〇】接続しない(提供)	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ. 1対象人数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ. 2取扱者数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ. 1対象人数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ. 2取扱者数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅳ-8 人手を介在させる作		十分である ・届け出時、申請時には、本人からマイナン バーを取得し、記載事項に誤りがないか確認 す ること。・複数人での確認や上長による最終確 認を行う。以上から人手を介在させる作業への リスク対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和6年12月20日	IV-11 最も優先度が高いと 考 えられる対策		十分である 国民年金システムにアクセス可能な職員はIDと 静脈認証によって限定しており、アクセス可能な 職員の名簿は年度ごとに管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。またアクセスログを記録し不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を講じていることから権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和6年12月20日	Ⅱ. 1対象人数	令和5年7月7日 時点	令和6年12月20日 時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅱ. 2取扱者数	令和5年7月7日 時点	令和6年12月20日 時点	事後	
令和6年12月20日	I.7.請求先	総務防災課	総務課	事後	
令和7年7月11日	Ⅱ. 1対象人数	令和6年12月20日 時点	令和7年7月11日 時点	事後	
令和7年7月11日	Ⅱ. 2取扱者数	令和6年12月20日 時点	令和7年7月11日 時点	事後	